

甲州市立井尻小学校「学校いじめ防止基本方針」

2019年2月改訂

「甲州市いじめ防止基本方針」に基づき、本校では「学校いじめ防止基本方針」を次のとおり策定する。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（いじめの禁止）

児童は、いじめを行ってはならない。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見とともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

（いじめの定義）

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断する。

一見いじめとしてみなされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（1）基本施策

①学校におけるいじめの防止

◇学級経営の充実

- いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、Q-U調査等を活用して児童や学級の実態を把握し、きめ細やかに学級づくり、人間関係づくりを進める。
- 傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- 「わかる授業」の実践に努め、児童が学ぶ楽しさや成就感をもてるようにする。

◇道徳教育の充実

- 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交渉能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。

◇特別活動の充実

- いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- 学級活動や縦割り活動を通じて、協力したり協調したりする経験値を増やし、人権尊重の精神や思いやりの心を育むと共に、居場所づくりを進める。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校風土をつくる。

◇相談体制の整備

- 保護者並びに地域住民その他関係者との連携を図り、学習会を行うなど、必要な啓発活動を進める。
- 保護者の相談日（時間）を設定する。
- 必要に応じて、甲州市のSC、県のSC・SSW等への相談やカウンセリングへつないでいく。
- 発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- 「きずなの日」を月2回設定するなど、教職員の業務の見直しを行い、いじめに係る教育相談に應じる時間を一層確保する。

◇学校相互間の連携

- 松里中学校、松里小学校、及び、児童の就学していた保育園・幼稚園等その他、近隣の小中学校との情報交換を行う。

②いじめの早期発見のための措置

※年間指導計画は別表

- **いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年3回実施するとともに、意見箱の設置等、必要な措置を講じる。**
- いじめ調査実施後、担任との面談を実施する。
- 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

③いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

④インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対する対策

- インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携するなどしてその状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、情報モラル教育を推進し児童の意識向上を図るとともに、保護者への啓発を進める。
- 児童生徒に対して、インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る等の必要な教育活動を促す。
- 全校児童のインターネットに関する使用状況の調査を行い、現状把握に努めると共に、保護者に結果を公表し、問題がある場合は連携して指導を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

①学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。
〈構成員〉 校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，養護教諭，学級担任 甲州市 SC
井尻小 SC 等
- 〈活 動〉 アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること。いじめの事案に関する対処に関すること。
学校基本方針を点検し、必要に応じて見直すこと。
- 〈開 催〉 月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。
- **いじめの防止等を日常的、継続的に行うため、職員会議（週末の終礼）に情報交換及び共通理解を図る時間を設定する。**
- 〈構成員〉 全教職員
- 〈活 動〉 配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換を行い、共通理解を図る。
- 〈開 催〉 職員会議（週末の終礼）に時間を設定する。

②いじめに対する措置

- いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童と、保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめの事実は認められないが、いじめに発展する可能性が推察される場合、その必要性が認められる時は、関係する児童、保護者に対する支援と助言を行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要性が認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有

するための必要な措置を講ずる。

- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめの防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

③地域・家庭との連携

保護者や地域住民が学校との連携協力を協議する「すこやか会議」や青少年の健全育成を目指す「青少年育成甲州市民会議」、PTA 総会・学年部会等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（以下、重大事態と言う）は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、甲州市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該重大事態に対処する組織を設置する。
- ③ 当該重大事態の事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果について、学校は教育委員会に報告する。

※不登校が30日に至らない場合でも、疑いがある段階で重大事態として調査を始める。

※児童生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。

3 資料

(1) いじめ対策年間指導計画

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針についての検討【生徒指導委員会】 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に対する情報交換 【職員会議】	○学級開き・学級ルールづくり 【学級活動】	○いじめ対策についての説明・啓発 【PTA総会・学級P】
5月	○Web-QU 検査① ○児童に対する情報交換 【職員会議】	○行事を通じた人間関係づくり 【林間学校】 ○縦割り班編成 ○幼・保・小連携会議	○保護者との情報交換 【土曜参観】
6月	○学校生活アンケート ○インターネット状況調査 ○甲州市授業改善学習会 ○児童に対する情報交換 【職員会議】		
7月	○松中学区生徒指導連絡会 ○自己評価の実施 ○甲州市プロジェクト学習会 ○児童に対する情報交換 【職員会議】	○行事を通じた人間関係づくり 【学年の1学期のまとめの会】	○保護者との情報交換・いじめ対策についての啓発 【学級P】

8月	○Webr-QU 検査①結果を踏まえた 考察と対応策の共有 ○生徒指導に関する研修 【校内研究】	○夏季休業中の実態把握	○保護者との情報交換 【自由参観】
9月	○児童に対する情報交換 【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり 【運動会】	
10月	○学校生活アンケート ○甲州市授業改善学習会 ○児童に対する情報交換 【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり 【ふれあい祭り(児童会)】 【修学旅行・県外旅行・遠足】	
11月	○Web-QU 検査② ○甲州市プロジェクト教育講演会 ○児童に対する情報交換 【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり 【みんなで遊ぶ会】 ○学校評価アンケートの実施	○いじめ対策についての啓発 【授業参観】 ○学校評価アンケートの実施
12月	○松中学区生徒指導連絡会 ○自己評価の実施 ○Webr-QU 検査②結果を踏まえた 考察と対応策の共有 ○児童に対する情報交換 【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり 【学年の2学期のまとめの会】	○保護者との情報交換 【個別懇談会】
1月	○児童に対する情報交換 【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり 【スキー教室】 ○冬季休業中の実態把握	○保護者との情報交換 【自由参観】
2月	○学校生活アンケート ○児童に対する情報交換 【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり 【児童総会】【6年生を送る会】	○保護者との情報交換・いじめ対策 についての啓発 【授業参観・学級P】
3月	○児童に対する情報交換 【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり 】	

(2) 具体的方策例

○学校全体での取組

			児童にかかわること	保護者にかかわること(学校→保護者→子ども)
①いじめ未然防止に関すること			<ul style="list-style-type: none"> ○世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。(道徳・特活・総合) ○学級活動等の時間を活用して、インターネットの危険や情報モラルについて指導する。 ○「心のノート」等の資料を活用して、道徳教育の充実を図る。 ○正しい判断力(自己指導能力)を身に付けさせる。(道徳・特活・総合) ○進んで奉仕体験活動に取り組ませる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の物や他人の物を大切に扱うように育てる。 ○携帯電話やインターネットを使うルール作りを行う。 ○友達の気持ちを踏みにじったり傷つけることの重大さを日頃から子どもに伝える。 ○地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませる。
②いじめの早期発見に関すること			<ul style="list-style-type: none"> ○児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。 ○個人面談やアンケートを実施したり、休み時間や放課後等を利用したりして、児童から情報を収集する。 ○いじめ相談電話等、いじめ相談窓口を周知する。 ○上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあったら直ぐに対応し、原因を明らかにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもとの会話をできるだけ多くする。 ○服装等の汚れや乱れに気を配る。 ○子どもの持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないか観察する。 ○悩みは何でも親に相談できるような雰囲気を作り、普段から作っておく。
③	1	い	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害についての的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
		じ	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。
	め	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害についての的確に把握し、迅速に初期対応を 	<ul style="list-style-type: none"> ○わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 	

	力を伴わな	められた側	<p>する。</p> <p>○休み時間や登下校の際も教師による見回りを 行い、被害が継続しない体制を整える。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解 決を図る。</p>	○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理 解を求め協力してもらおう。
③ いじめ の 早期 対 応 に 関 する こ と	い 場 合 の 早 期 対 応 に 関 する こ と	い じ め た 側	<p>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とし た態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさ せる。</p> <p>○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解 決を図る。</p> <p>○カウンセラー、教育相談等、関係諸機関と連携 をとる。</p>	<p>○学校は、いじめられた子どもを守ることを第 一に考えた対応をとることを伝える。</p> <p>○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分 に聞くようにする。</p> <p>○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪 等）をするように伝える。</p>
		3 行 為 が 見 え た 側	<p>○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全 力で守ること」を約束する。</p> <p>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的 なダメージについての確に把握し、迅速に初期 対応する。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解 決を図る。</p>	<p>○わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるよう に伝える。</p> <p>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理 解を求め協力してもらおう。</p>
	い じ め た 側	<p>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とし た態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせ る。</p> <p>○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解 決を図る。</p> <p>○カウンセラーと連携をとる。</p>	<p>○学校は、いじめられた子どもを守ることを第 一に考えた対応をとることを伝える。</p> <p>○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分 に聞くようにする。</p>	
	直接関係 の ない者		<p>○傍観することはいじめに荷担することと同じ であることを考えさせ、いじめられた児童の苦 しみを理解させる。</p> <p>○友達の言いなりにならず、自らの意志で行動 することの大切さに気付かせる。</p>	<p>○いじめに気付いた時、傍観者とならず助ける 側の態度をとることができるような子どもに育 てる。</p> <p>○いじめに対する考え方を理解してもらい、ど んな場合でもいじめる側や傍観者になってはな らないという気持ちを育てるように伝える。</p>
	④いじめの解 消の判断に関 すること		<p>○いじめが再び起こっていないか常に気を配 り、いじめられた児童、加害児童、周りの子ど もに定期的に確認をとりながら、3ヶ月がたっ た時点でいじめが解消したと判断する。</p>	<p>○加害児童の保護者には、単に謝罪の言葉で安 易に終わってしまうことがないように、けんか やふざけを含め、しばらくの間、子どもの言動 に注意してもらうことを伝える。</p> <p>○いじめられた児童の保護者と緊密に連絡を取 り合い、加害行為が3ヶ月間やんでいることを 目安にした上で、いじめられた児童と保護者の 双方から確認をとり、いじめが解消されたと判 断する。</p>

(3) 学校生活アンケート

学校生活アンケート

このアンケートは、いじめをなくし、学校生活を楽しいものにするためのものです。
今の自分の生活をふり返って、自分の感じていることを正直に書きましょう。

No.	<small>ぐたいてき ないよう</small> 具体的な内容	○をつけましょう			
①	学校は、楽しいですか。 「思わない」「まったく思わない」と答えた人は、その理由を書きましょう。	とても そう思う	そう思う	思わない	まったく 思わない
②	<small>じゅぎょう</small> 授業は、楽しいですか。 「思わない」「まったく思わない」と答えた人は、その理由を書きましょう。	とても そう思う	そう思う	思わない	まったく 思わない
③	<small>さいきん</small> 最近、学校で <small>なかまはず</small> 仲間外れにされたり、いやな思いをしたりしたことがありますか。 「すこしある」「よくある」と答えた人は、いつごろ、だれから、どんなことをされたか教えてください。 それはいまでも続いていますか。	まったく ない	あまり ない	すこし ある	よく ある
④	最近、友だちをからかったり、仲間外れやいやな思いをさせたりしたことがありますか。 「すこしある」「よくある」と答えた人は、いつごろ、だれに、どんなことをしたか教えてください。	まったく ない	あまり ない	すこし ある	よく ある
⑤	あなたのクラスに「いじめ」があると思いますか。 「すこしある」「よくある」と答えた人は、いつごろ、どんなことかを教えてください。	まったく ない	あまり ない	すこし ある	よく ある
⑥	その他、 <small>た こま</small> 困っていることや <small>ねが</small> お願いがあったら、書いてください。				

(4) チェックリスト

学級名[]

いじめの発見には、観察法が最も日常的であり、かつ実践的だと言える。学校生活のいくつかの場面における、観察の際のチェックポイントをここに挙げる。

【チェック1；休み時間】

- 教室や図書室等でボツンとしている。
- 一人で廊下や職員室のあたりでうろろしている。
- 友だちと過ごしているが、表情が暗く、おどおどした様子で友だちについていく。
- 今まで一緒にグループだった仲間から外れている。
- 周りから悪口を言われても、反発しない。
- 理由もなく服が汚れていたり、ボタンが取れていたりする。
- 保健室に行く回数が多い。

【チェック2；放課後及び下校時】

- 下校が早い。あるいは、その逆にいつまでも学校に残っている。
- 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
- みんなの持ち物を持たされている。
- 通常の通学路を通らずに帰宅している。
- 靴やその他の持ち物が紛失している。

【チェック3；教室の様子】

- 特定の児童生徒の作品が傷つけられていたり、投げつけられていたりする。
- 特定の児童生徒の机がひっくり返されていたり、ロッカーが荒らされていたりする。
- ゴミの中に、特定の児童生徒の持ち物が入っている。
- 特定の児童生徒の持ち物が紛失したり、落書きされたりしている。

【チェック4；授業時間・学級活動の時間】

- 遅刻、早退、欠席が多くなる。
- 以前に比べて声小さくなったり、ぼんやりしたりしていることが多い。
- 特定の児童生徒が指名されると、ニヤニヤする児童生徒たちがいる。学級全体が落ち着かず、聞こえているにもかかわらず、「聞こえません。」という児童生徒がいる。
- 通常のテストや小テスト等の成績が急に下がり始める。
- 班活動の時、一人だけ外れている。
- 係や役割分担を決めるとき、特定の児童生徒が押しつけられている。
- 教師に理由もなく、反抗的な態度をとる。
- 特定の生徒だけに、配布物が渡されない。
- 特定の生徒の持ち物に触れることを嫌がる児童生徒がいる。

【チェック5；活動（クラブや委員会、部）の時間】

- 活動の準備や後片付けを押しつけられている。
- 声が小さいとか、足が遅いなどと非難されている。
- 早退や欠席をしたがる。
- グループ分けで、いつもはみ出している。
- 無理に仕事や係を押しつけられている。
- 一人で離れて活動している。

【チェック6；清掃時間】

- 特定の児童生徒の机や椅子をふざけながら蹴ったり、ほうきで叩いたりしている。
- 特定の児童生徒の机だけが運ばれずに、放置されている。
- 他の生徒と離れて、一人で掃除をしている。
- 特定の生徒が、皆の嫌がる仕事をしている。

【チェック7；給食時間】

- 特定の児童生徒の盛りつけはしない。あるいは、わざと多く盛りつけている。
- 特定の児童生徒に盛りつけてもらうことを拒否して、自分でする児童生徒がいる。
- 特定の児童生徒が、いつも準備や後片付けをしている。
- 机を寄せて班をつくろうとしない。
- 笑顔がなく、黙って食べている。
- 配膳のために並ぶとき、特定の児童生徒の前後だけ大きく離れている。
- 食欲がない。

【注】発達段階に応じて、質問項目や内容の工夫を図る。